様式第五（第五十三条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十一の二に基づく
第三者への物品の引渡しについての通知のための書面

この書面は、当該書面を交付する事業者（以下「事業者」という。）が当該書面の交付に際して引き渡す物品が、事業者と訪問購入に係る売買契約を過去に締結した相手方からクーリング・オフされることがあることをお知らせするものです。

⑴　引き渡す物品は、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）の対象となる訪問購入に係る売買契約（以下「当該契約」という。）によって事業者が保有するに至ったものです。
⑵　当該売買契約の相手方は、⑷に示す年月日から８日を経過するまでは、当該契約をクーリング・オフできます。
⑶　また、事業者が法で定められた書面の交付を当該契約の相手方に行っていなかった場合及び当該契約につきクーリング・オフを妨げるために事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、⑵の期間を経過するまでに当該契約の相手方がクーリング・オフできなかった場合は、⑵の期間を経過した後も当該契約はクーリング・オフされることがあります。
⑷　事業者が法で定められた書面を当該契約の相手方に交付した日：

なお、事業者から物品の引渡しを受けた第三者であるこの書面を交付された者の氏名又は名称、住所、電話番号及び今回の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項は、法第五十八条の十一の規定に基づき、当該契約の相手方に対して通知されます。

物品を引き渡す日：

＜クーリング・オフされることがある物品＞
引き渡す物品の種類：
引き渡す物品名：
引き渡す物品の特徴等：

事業者の名称　　印
住所
電話番号

様式第五の二（第五十三条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十一の二に基づく
第三者への物品の引渡しについての通知のための書面

この書面は、当該書面を交付する事業者（以下「事業者」という。）が当該書面の交付に際して引き渡す物品が、事業者と訪問購入に係る売買契約を過去に締結した相手方から既にクーリング・オフされていることをお知らせするものです。

⑴　引き渡す物品は、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）の対象となる訪問購入に係る売買契約（以下「当該契約」という。）によって事業者が保有するに至ったものです。
⑵　当該契約は既にクーリング・オフされています。当該契約の相手方からの求めに従い、引き渡す物品の返還に応じていただく必要があります。

なお、事業者から物品の引渡しを受けた第三者であるこの書面を交付された者の氏名又は名称、住所、電話番号及び今回の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項は、法第五十八条の十一の規定に基づき、当該契約の相手方に対して通知されます。

物品を引き渡す日：

＜既にクーリング・オフされた物品＞
引き渡す物品の種類：
引き渡す物品名：
引き渡す物品の特徴等：

事業者の名称　　印
住所
電話番号